



時間外加算の留意事項について

時間外加算の取扱いについては、通知において標準として午前8時前と午後6時以降（土曜日の場合は、午前8時前と正午以降）と休日加算の対象となる休日以外の日を終日休診としている日が対象となることが示されています。

広島県においては、中国四国厚生局と社会保険診療報酬支払基金、広島県国民健康保険団体連合会との取り決めにより、上記の標準時間のみが加算の対象となることになっています。

よって、医療機関が設定している診療時間によっては、診療時間外の対応となる診療であっても、通知に示されている標準時間内であれば時間外加算の対象とはならないため、注意が必要です。

例：医療機関が平日の診療時間を9時～17時を診療時間（土曜日は終日休診）としている場合、平日8時～9時、17時～18時の間の診療は、常態として診療応需の態勢をとっていない状態であっても、時間外加算は算定できない。

※ 土曜日は終日休診としているため、時間外加算を算定できる。

これは広島県と支払基金、国保における取り決めであり、他の都道府県の医療機関様においては注意が必要となります。

（時間外加算に関する通知）

（17）時間外加算

ア 各都道府県における医療機関の診療時間の実態、患者の受診上の便宜等を考慮して一定の時間以外の時間をもって時間外として取り扱うこととし、その標準は、概ね午前8時前と午後6時以降（土曜日の場合は、午前8時前と正午以降）及び休日加算の対象となる休日以外の日を終日休診日とする保険医療機関における当該休診日とする。

ただし、午前中及び午後6時以降を診療時間とする保険医療機関等、当該標準によることが困難な保険医療機関については、その表示する診療時間以外の時間をもって時間外として取り扱うものとする。

株式会社ユアーズブレン 医業経営コンサルティング部は、医療機関の皆様がより充実した医療を提供できるよう、中国・四国地方を中心に、大学病院クラスから地域密着型の病院やクリニックに至るまで、それぞれの規模や特性に合ったかたちで各種の支援コンサルティングを提供しています。

お問い合わせ…TEL：082-243-7331 e-mail：info@yb-satellite.co.jp 担当 大迫、真鍋、山根